明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○災害対策基本法等の一部を改正する法律（三〇）　五
○特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（三一）　二
○取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（三二）　三
〔政　令〕
○災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一五二）　七
○災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一五三）　二
〔府　令〕
○災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三〇）　六
〔省　令〕
○植物防疫法施行規則及び家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産三四）　九
〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務一二二～一二八）　一三
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同一二九）　一四
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同一三〇～一三二）　一四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会公示送達、企業年金基金解散・清算人就任関係　一七
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一七
会社その他
会社決算公告　一四

本号で公布された法令のあらまし

◇災害対策基本法等の一部を改正する法律（法律第三〇号）（内閣府本府）

一　災害対策基本法の一部改正関係

1　総則

国及び地方公共団体が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため特に実施に努めなければならない事項として、広域避難に関する協定の締結に関する事項を追加することとした。（第八条第二項関係）

2　防災に関する組織

㈠　中央防災会議

中央防災会議の委員として内閣総理大臣が任命できる者に内閣危機管理監を追加することとした。（第一二条第五項関係）

㈡　特定災害対策本部

(1)　非常災害に至らない規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、地域の状況等を勘案して災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、臨時に内閣府に特定災害対策本部を設置することができることとした。（第二三条の三関係）

(2)　特定災害対策本部の組織について、特定災害対策本部長は、防災担当大臣等の国務大臣をもって充てることとするとともに、特定災害対策副本部長、特定災害対策本部員等は、内閣官房若しくは内閣府等の指定行政機関の職員等のうちから内閣総理大臣が任命することとした。また、特定災害対策本部に、特定災害現地対策本部を置くことができることとした。（第二三条の四関係）

(3)　特定災害対策本部は、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関することや、所管区域において指定行政機関の長等が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること等の事務をつかさどることとした。（第二三条の五関係）

(4)　指定行政機関の長は、特定災害対策本部が設置されたときは、災害応急対策に必要な権限を特定災害対策本部長に委任することができることとした。（第二三条の六関係）

(5)　特定災害対策本部長は、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長等に対し、必要な指示等ができることとするとともに、特定災害現地対策本部が置かれたときは、同本部長の権限の一部を特定災害現地対策本部長に委任することができることとした。（第二三条の七関係）

㈢　非常災害対策本部

(1)　非常災害対策本部の設置要件について、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に拡大するとともに、特定災害対策本部が既に設置されているときに非常災害対策本部を設置する場合には、当該特定災害対策本部は廃止されることとし、非常災害対策本部がその所掌事務を承継することとした。（第二四条第一項及び第三項関係）

(2)　非常災害対策本部長には、内閣総理大臣を、非常災害対策副本部長には、内閣官房長官、防災担当大臣等の国務大臣をもって充てることとした。また、非常災害対策本部員には、非常災害対策本部長及び非常災害対策副本部長以外の国務大臣及び副大臣、内閣危機管理監等のうちから、内閣総理大臣が任命する者を充てることとするとともに、それ以外の非常災害対策本部の職員は、内閣官房若しくは内閣府等の指定行政機関の職員等のうちから、内閣総理大臣が任命することとした。（第二五条第一項、第四項、第六項及び第七項関係）